記 者 発 表 資 料

令和６年９月１８日
東 北 地 方 整 備 局

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
株式会社山口設計	福島県会津若松市堤町１１－９

２．指名停止措置期間
令和６年９月１８日　～　令和６年１２月１７日　（　３ヵ月　）

３．指名停止措置の範囲
東北地方整備局管内

４．事実概要
株式会社山口設計は、令和６年７月２５日付けで当地方整備局発注「相馬監督署（２４）改修実施設計業務」の落札決定通知を受領したが、同年８月９日に総合分野主任担当技術者の配置が不可能となったとして契約辞退届を提出し、同年８月２０日に落札決定取り消しとなった。

５．指名停止措置理由
上記のことは、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第２第１５号に該当する。

参考
○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」　別表第２（抜粋）

措　置　要　件	期　間
（不正又は不誠実な行為） 15　別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

＜発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

問い合せ先
国土交通省　東北地方整備局（ＴＥＬ　022-225-2171）（代表）

○ 総務部　契約課　　課長　　川崎（かわさき）　友美（たすみ）　（内線　2511）
建設専門官　渋谷（しぶや）　隆博（たかひろ）　（内線　2512）

総務部　経理調達課　　課長　　千葉（ちば）　哲哉（てつや）　（内線　6551）

○は本件の主務課です。